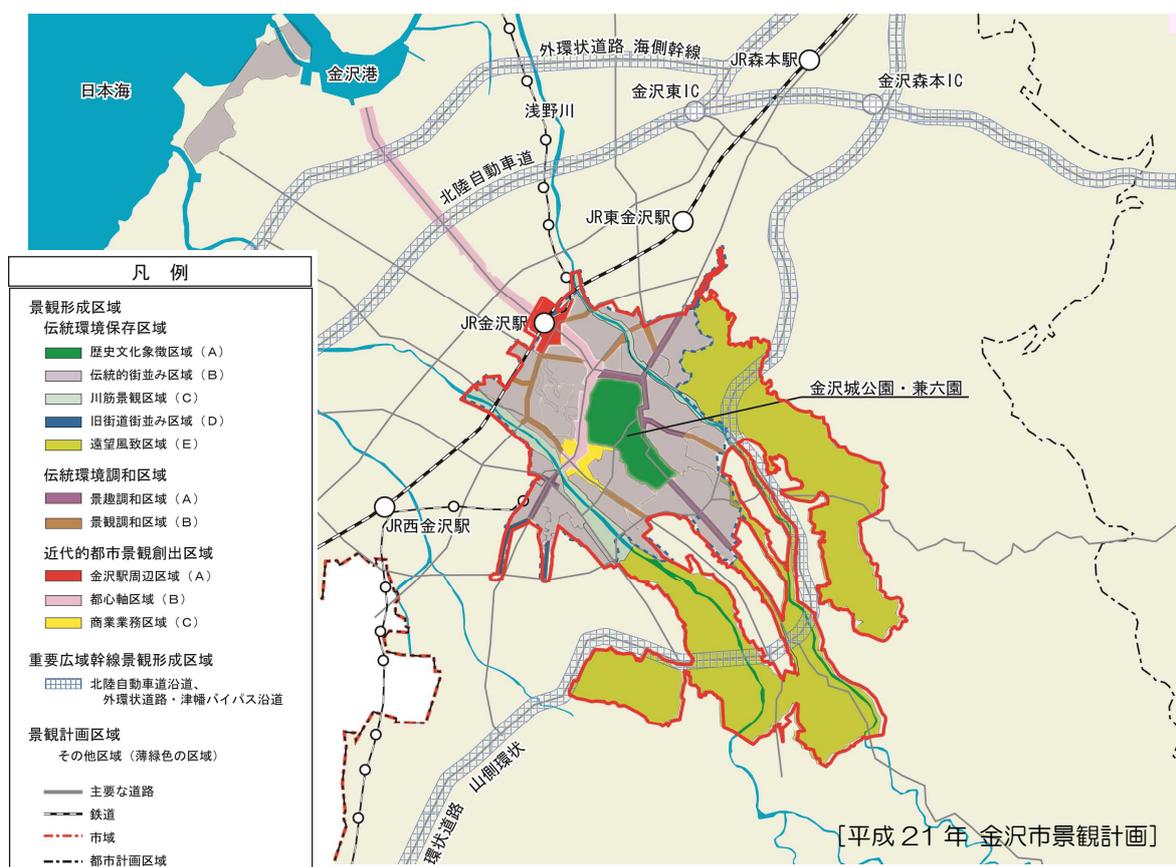


第5章 良好な景観の形成に関する施策との連携

(1) 重点区域における景観計画の活用

本市では、昭和43年(1968)「金沢市伝統環境保存条例」制定後、その精神を引き継いだ平成元年(1989)の「景観条例」制定により、平成4年(1992)に「金沢市都市景観形成基本計画」を策定し、計画に示された区域指定や景観形成基準に基づき建築物の高さ規制などの景観行政を推進してきた。この間、社会情勢の変化や都市基盤整備の進展とともに都市景観をめぐる状況が変化し、平成16年(2004)には「景観法」が制定された。

こうした状況の中で本市は、平成21年(2009)に景観法を活用した新たな景観条例として「金沢市における美しい景観とまちづくりに関する条例」を制定し、新たに「金沢市景観計画」を策定し、市全域を景観計画区域とするとともに指定区域の拡大と景観形成基準の改正を行った。



[景観条例指定区域と重点区域]

景観計画では重点区域全域を景観条例に基づく指定区域として規制、誘導を図り、歴史的風致の維持及び向上に関して高い実効性を担保する。また、重点区域の周辺については景観計画区域として規制を図る。

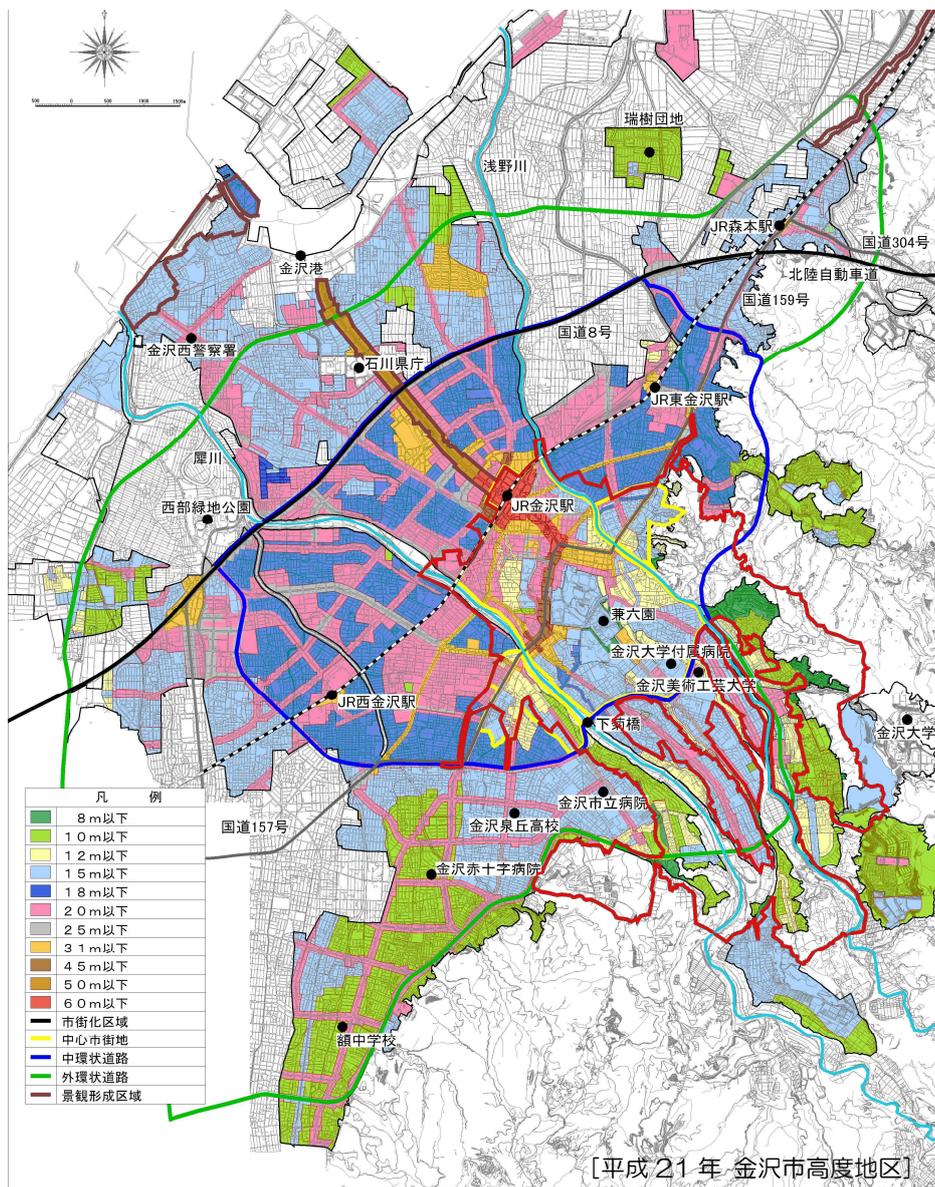
具体的には、旧城下域全体を対象にその歴史的風致の維持及び向上を図るため「伝統環境保存区域」を指定し、同区域のバッファゾーン的区域として「伝統環境調和区域」を指定している。また、平成26年(2014)に長町武家屋敷跡周辺地区を北陸初の「景観地区」に指定し、さらに「こまちなみ保存区域」（既指定9区域）など歴史的街並みが特に色濃く残る区域についても、景観法に基づく「景観地区」の指定を目指す。

これらの区域において建築物の高さ、形態・意匠、色彩誘導を図るための詳細な景観形成基準を定めている。

以上、景観計画の活用を図ることにより、重点区域における歴史的風致の維持及び向上に関して実効性を高めていく。

(2) 重点区域における都市計画の活用

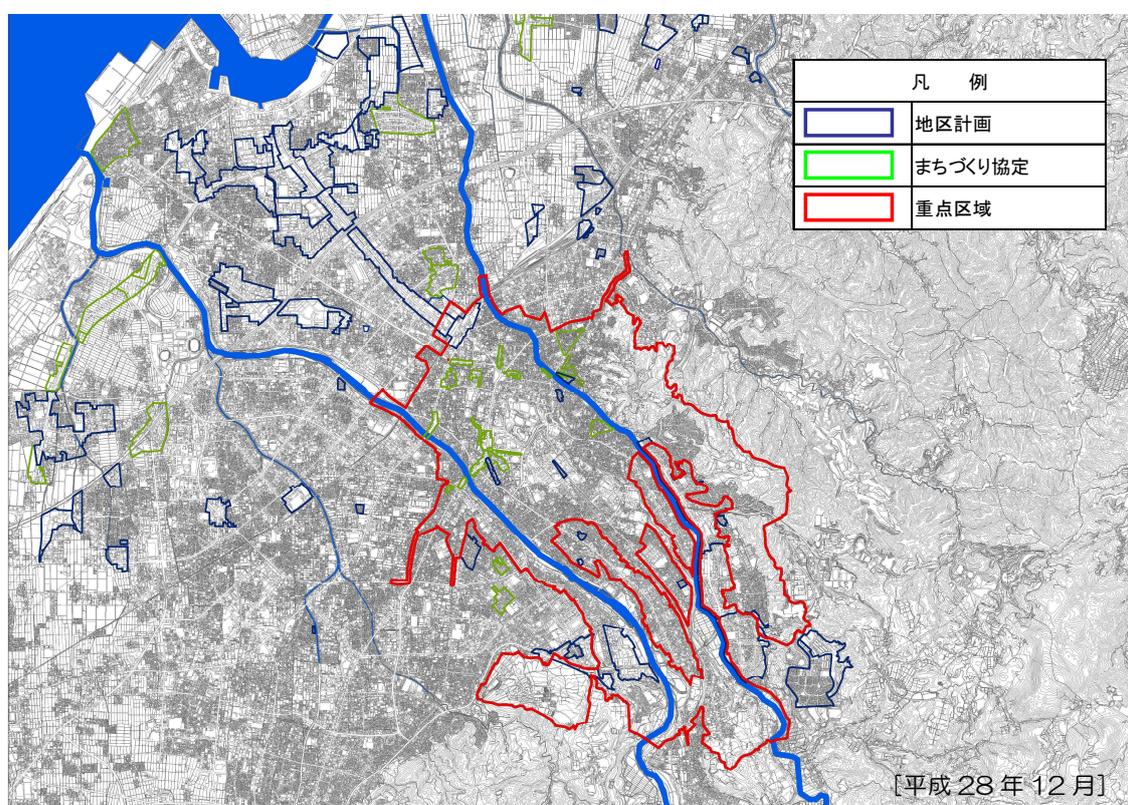
歴史的風致及び居住環境を保全するために建築物の高さ制限は重要であり、本市では平成17年(2005)から景観条例に基づく指定区域と住居系用途地域を「高度地区」として指定し、市街化区域の約45%に相当する3,875haで建築物の高さを制限してきた。



本市は、平成20年(2008)に都市計画マスタープランを見直し、その中で旧城下町区域を重点地区として位置付け、歴史的風致の維持・保全を考慮したまちづくりの方針を掲げた。さらに、平成21年(2009)にこれまで未指定であった市街地の非住居系用途地域について高度地区の指定を行い、歴史的風致を維持、保全するためのバッファゾーンとしての規制を強化し、平成24年(2012)現在は、市街化区域の約66%に相当する5,659haを指定している。

また、良好な市街地環境の保全を図ることを目的に、郊外の区画整理事業区域の他、旧城下域の一部地区において「地区計画」を導入し、地区の事情に応じた建築物の高さや用途についてルールを定めている。なお、本市では「金沢市まちづくり条例」を制定し、地区計画で定めのない項目についても柔軟に対応できる「まちづくり協定」の導入を図っている。

今後、住民協議を進めながら重点区域において「地区計画」、「まちづくり協定」の導入を積極的に図っていく。また、必要に応じて「歴史まちづくり法」に基づく「歴史的風致維持向上地区計画」の導入についても検討していく。

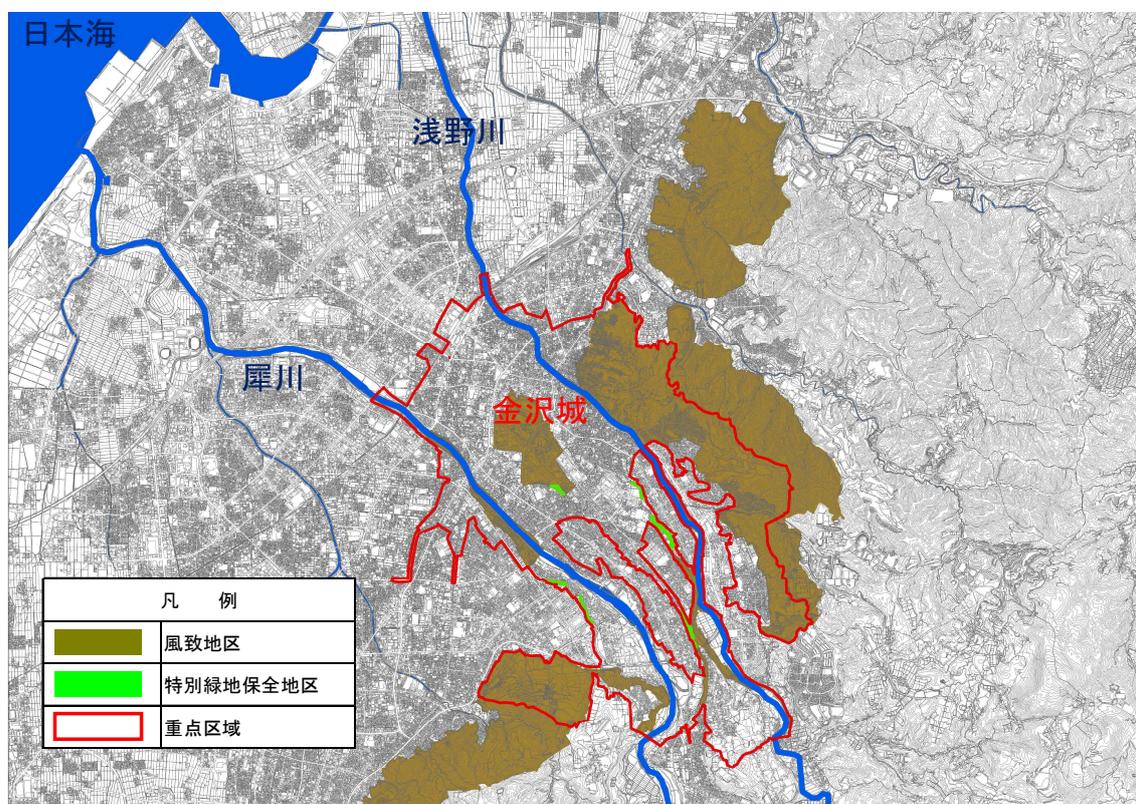


[地区計画及びまちづくり協定導入地区と重点区域]

さらに、金沢城跡・兼六園及びその周辺、卯辰山、犀川、浅野川、小立野台地、寺町台地及び野田山など金沢の個性を示す地形構造の基盤を成す地区を中心に7地区、1,950.2haを風致地区として指定している。風致地区は第1～第5種の地区に分かれており、許可制で建築行為等を基準に基づき規制している。

また、犀川、浅野川の河岸段丘の斜面緑地では、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区として8.5haを指定し、保全を図っている。

「風致地区」、「特別緑地保全地区」については、今後も重点区域に関わる地区を含め、継続して地区の保全を図る。



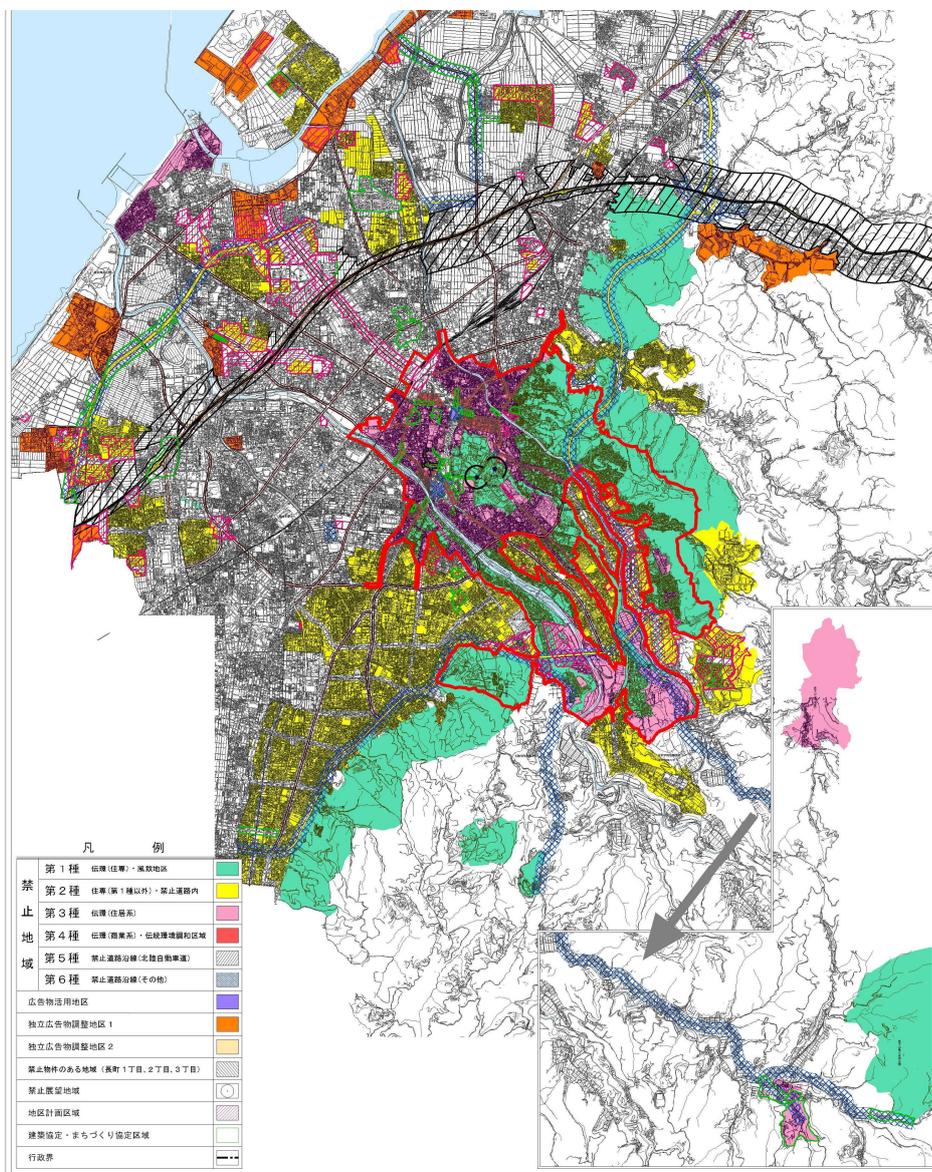
「風致地区」、「特別緑地保全地区」と重点区域

以上、都市計画制度の活用を図ることにより、重点区域における歴史的風致の維持及び向上に関して実効性を高めていく。

(3) 屋外広告物の規制

本市では、「金沢市屋外広告物等に関する条例」に基づき第1～第6種の禁止地域、許可地域その他、屋外広告物活用地区、禁止展望地域、独立広告物調整地区の区域を指定し、許可制による屋外広告物の規制、誘導を行っており、全ての案件を屋外広告物審査会に諮り、色彩、デザインに関する指導・助言を行っている。

今後、重点区域やその周辺地域において景観上大きな影響を及ぼす屋外広告物に関する規制の強化を検討し、重点区域における歴史的風致の維持及び向上に関して実効性を高めていく。



[屋外広告物規制区域と重点区域]

(4) 重点区域における市独自条例の運用

①「景観条例」

「景観法」に基づく委任条例として平成21年に制定された新「景観条例」に基づき、規制の強化を図ることにより、重点区域における歴史的風致の維持及び向上に関してさらに実効性を高めていく。

②「こまちなみ保存条例」

「こまちなみ」の「こ」は、歴史的風情が残る「古（こ）」とともに、ちょっとしたいい街並みの「小（こ）」の意味をあわせもっている。平成6年（1994）制定の「こまちなみ保存条例」により、条例に基づく区域として「こまちなみ保存区域」を指定し、届出制による建築行為等の規制、誘導を図っている。また、こまちなみに重要な建造物を「こまちなみ保存建造物」として登録し、その保護を図っている。また、条例に基づきこまちなみ保存委員会を設置しており、届出の内容等の審議を受け、助言、指導を行っている。指定区域は歴史的雰囲気の色濃く残す地区であり、文化財保護法の伝統的建造物群保存地区と類似する市独自の制度といえる。

今後も条例に基づく新たな区域指定を目指すとともに、指定区域を「景観法」に基づく「景観地区」として指定することも視野に入れながら、重点区域における歴史的風致の維持及び向上の実効性を高めていく。



[こまちなみ保存区域図]

③「寺社風景保全条例」

藩政時代に城下の3方向縁辺部に形成された寺院群は、寺社建築や境内地等の緑と一体となって歴史的な佇まいを残す風景となっている。平成14年(2002)制定の「寺社風景保全条例」により、条例に基づく「寺社風景保全区域」として3寺院群のうち寺町寺院群及び小立野寺院群を区域指定し、届出制により、建築行為、木竹の伐採等について助言、指導、勧告を行っている。区域ごとに寺社風景保全基準を定め、基準に基づく区域の保全を図っている。届出の内容等について必要な場合は、都市景観審議会の審議を受け、助言、指導を行っている。

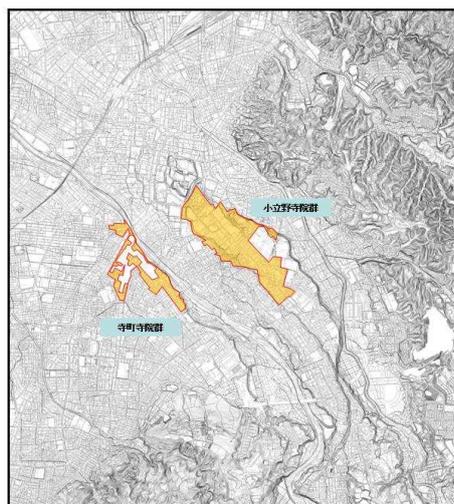
今後も継続して条例に基づき、寺院群の景観保全を図り、重点区域における歴史的風致の維持及び向上の実効性を高めていく。



[寺町寺院群 (法光寺付近)]



[小立野寺院群 (松山寺付近)]



寺社風景保全区域図

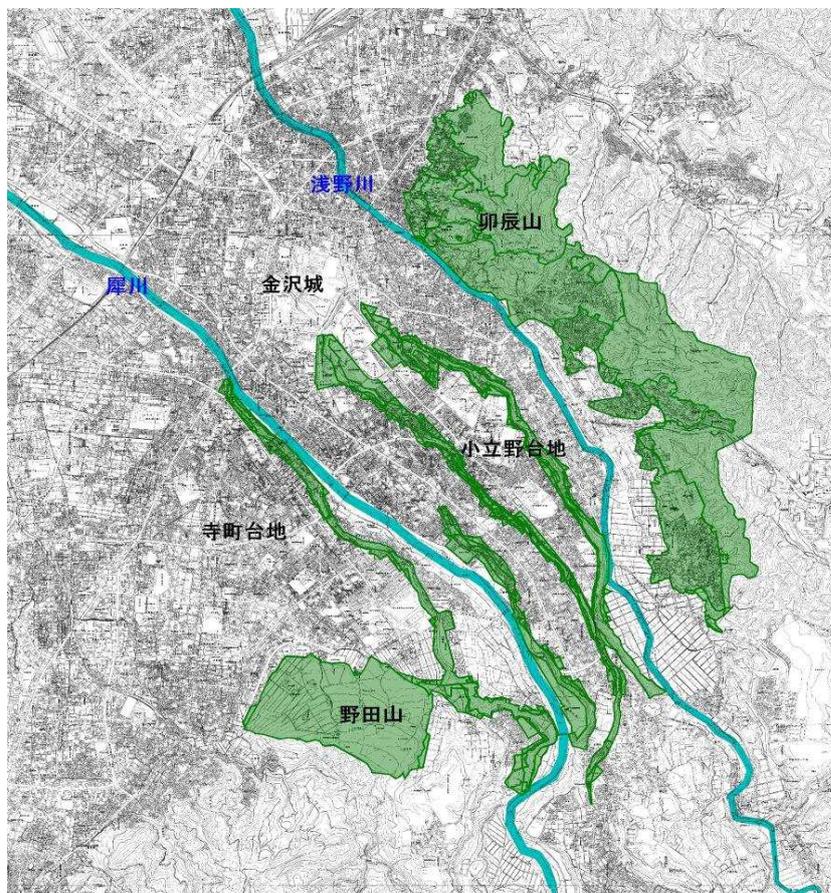
④「斜面緑地保全条例」

丘陵や台地の縁にある斜面緑地は、市街地の背景として貴重なグリーンベルトを形成している。平成9年（1997）制定の「斜面緑地保全条例」により、条例に基づく「斜面緑地保全区域」を指定し、届出制により、宅地の造成、木竹の伐採、建築物の新築等について助言、指導、勧告を行っている。緑地の保全に関する事項、建築物その他の工作物の規模等及び形態に関する事項、動植物の生息・生育環境の保全に関する事項、崩壊防止その他都市防災上必要な事項に関する保全基準を定め、基準に基づく斜面緑地の保全を図っている。



[卯辰山から見る小立野台地縁の緑と背景の山並み]

今後も継続して条例に基づき斜面緑地の保全を図り、重点区域における歴史的風致の維持及び向上の実効性を高めていく。



[斜面緑地保全区域図]

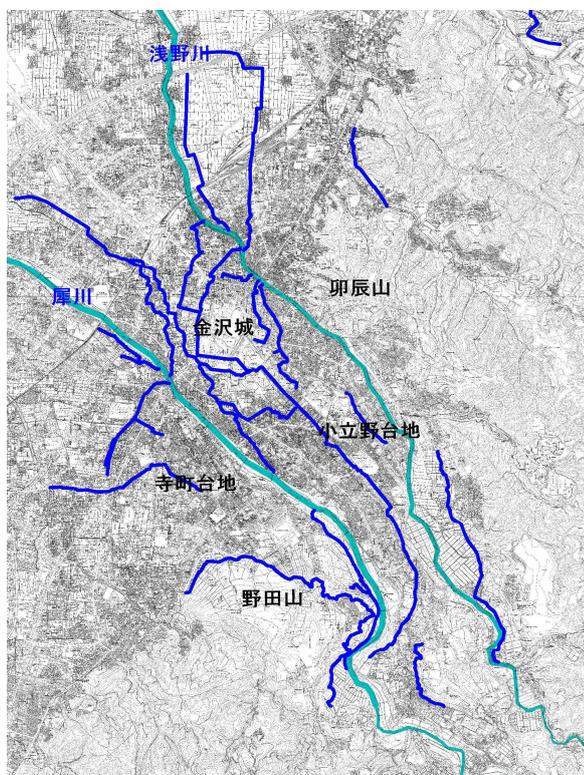
⑤「用水保全条例」

市内を流れる多くの用水は、街並みに豊かな表情を演出し、人々に潤いとやすらぎを与えている。平成8年（1996）制定の「金沢市用水保全条例」により、条例に基づく「保全用水」を指定し、届出制により、用水及び用水に隣接する土地における工作物の設置や建築行為等について指導、助言、勧告を行っている。保全用水ごとに、用水景観、用水の開渠化、清流の確保、用水利用の4つを柱とする用水保全基準を定め、基準に基づき用水の保全が図られている。また、条例に基づき用水保全審議会を設置し、届出の内容等の審議を受け、助言、指導を行っている。



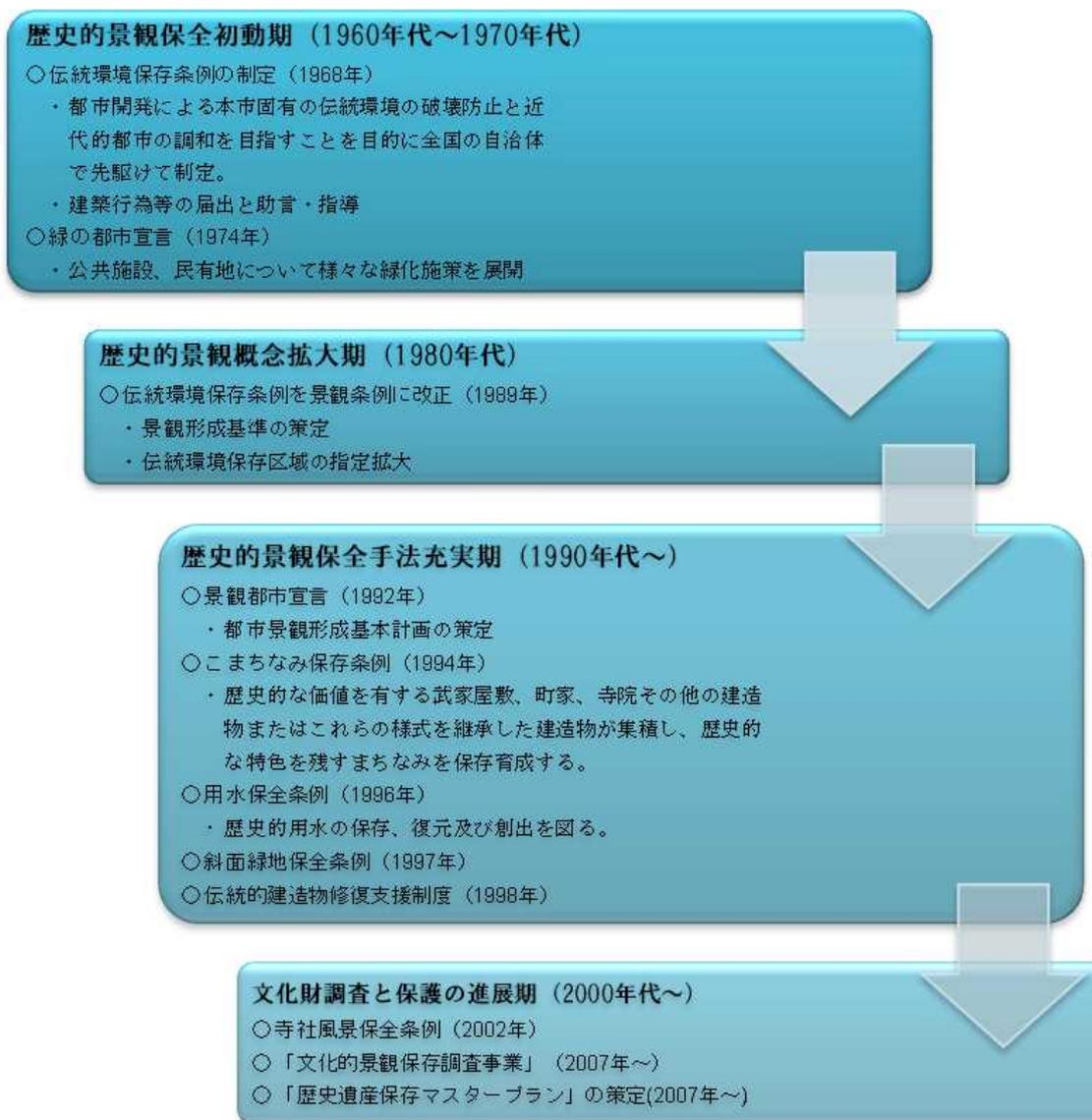
【保全用水（鞍月用水）】

今後も条例を運用し用水の保全を図るとともに、保全用水を歴史的風致形成建造物として指定し、重点区域における歴史的風致の維持及び向上の実効性を高めていく。



【保全用水位置図】

以上、本市の独自条例による取り組みについては今後も継続し、きめの細かい対応を図りながら重点区域における歴史的風致の維持及び向上に関して実効性を高めていく。



金沢市の歴史的風致の維持及び向上に関する独自条例等の取り組みの歴史